改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について　140）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について　135）
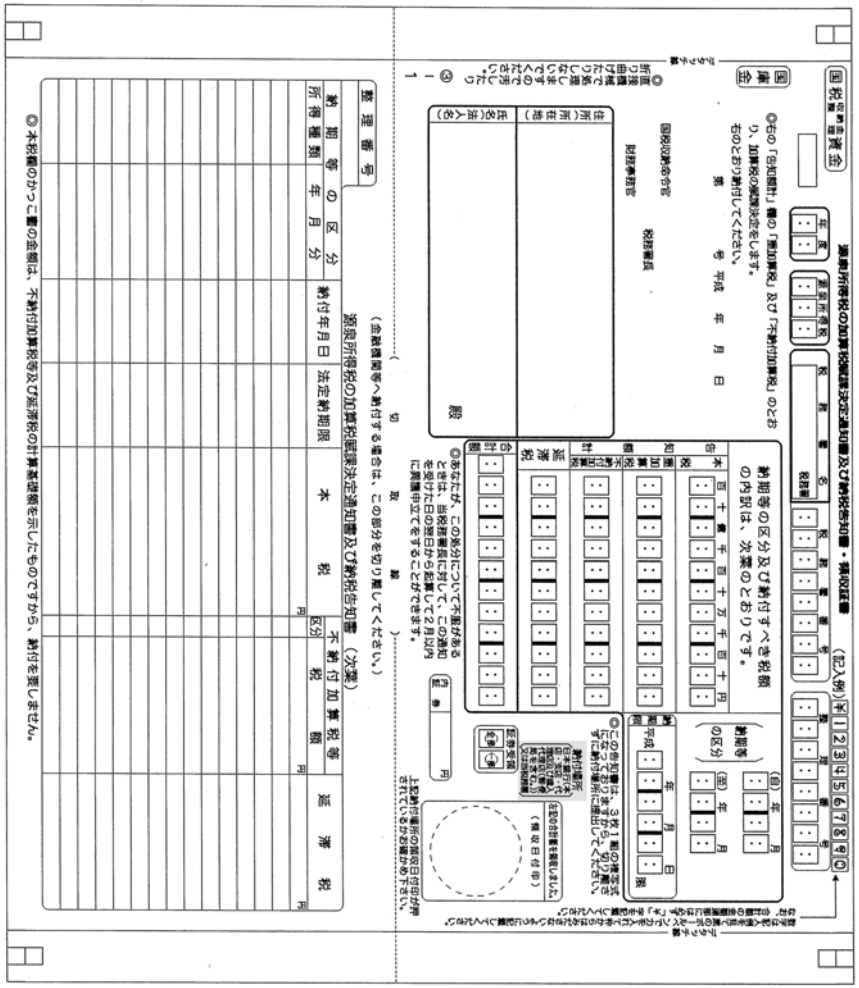	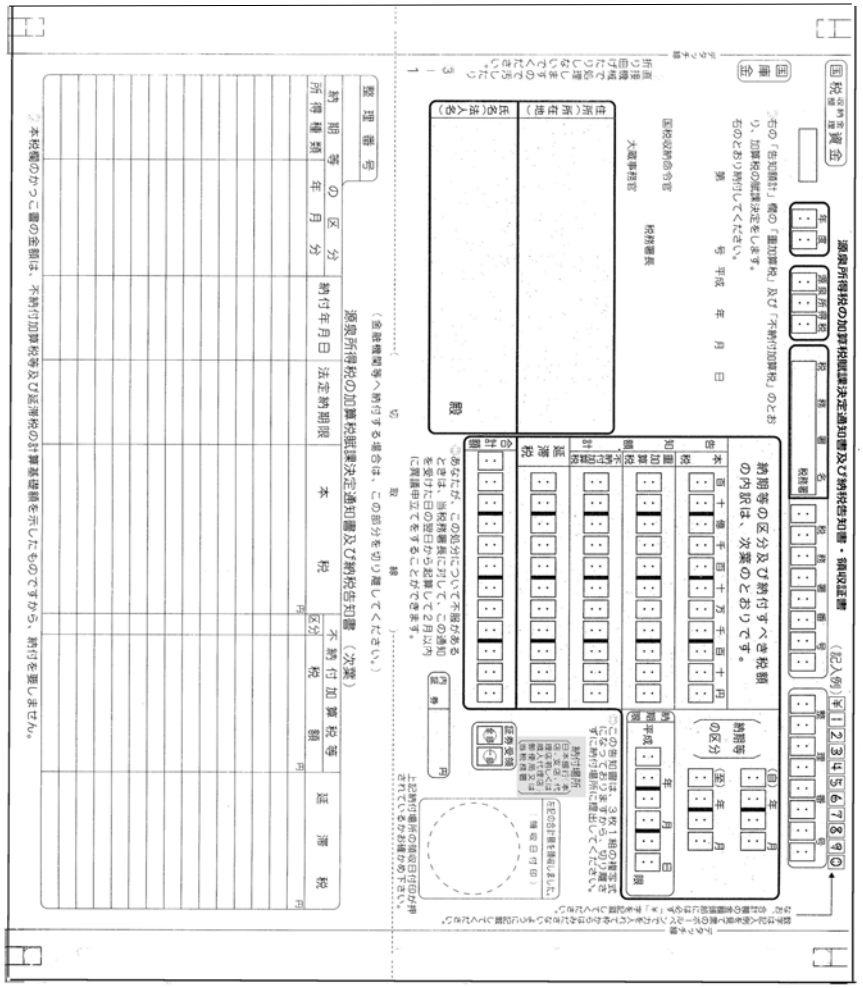

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について　140）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について　135）
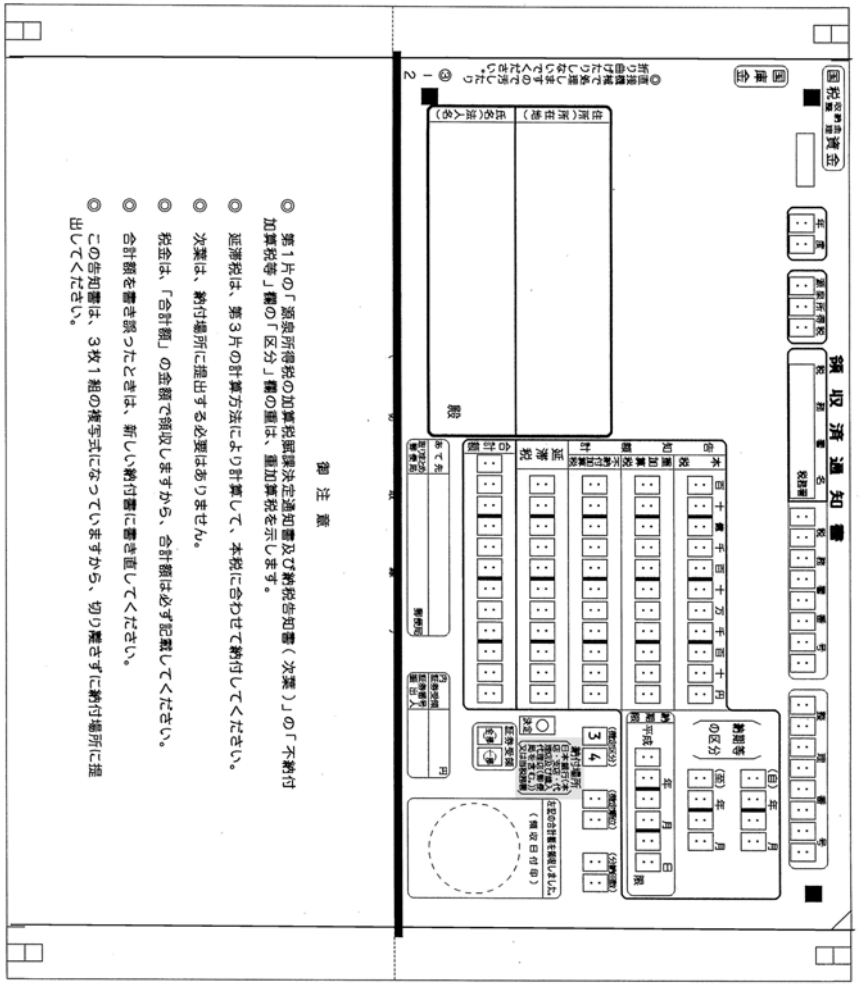	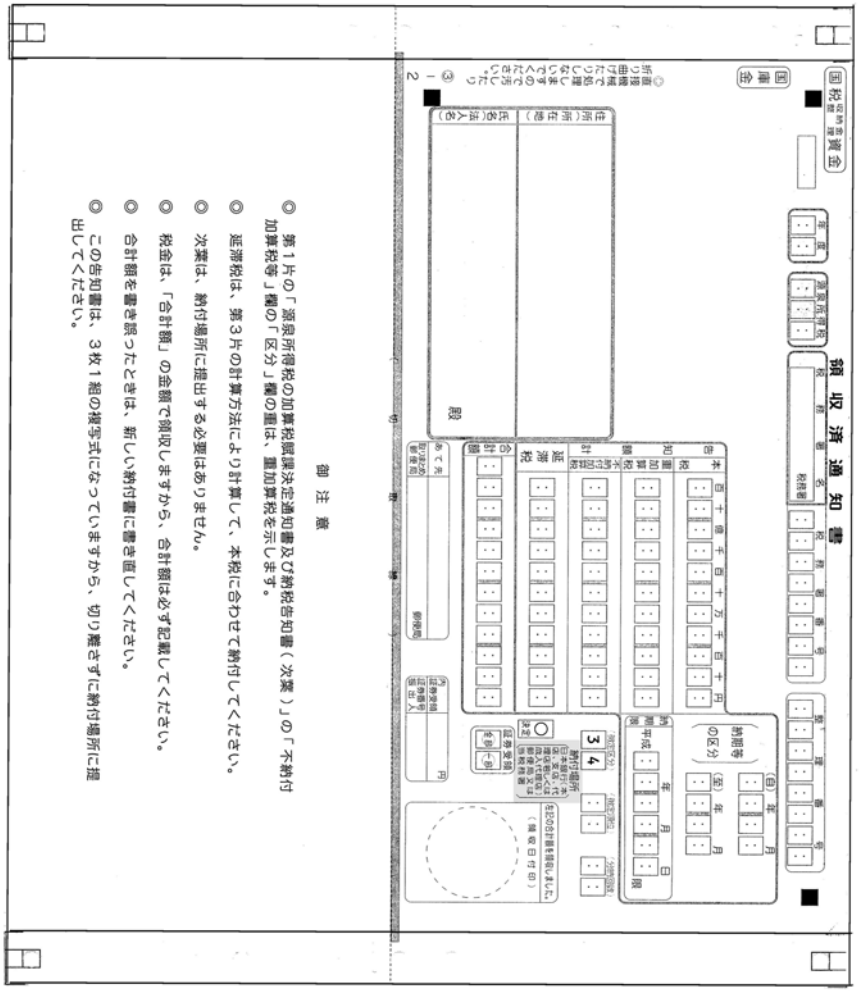

改正前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について　135）

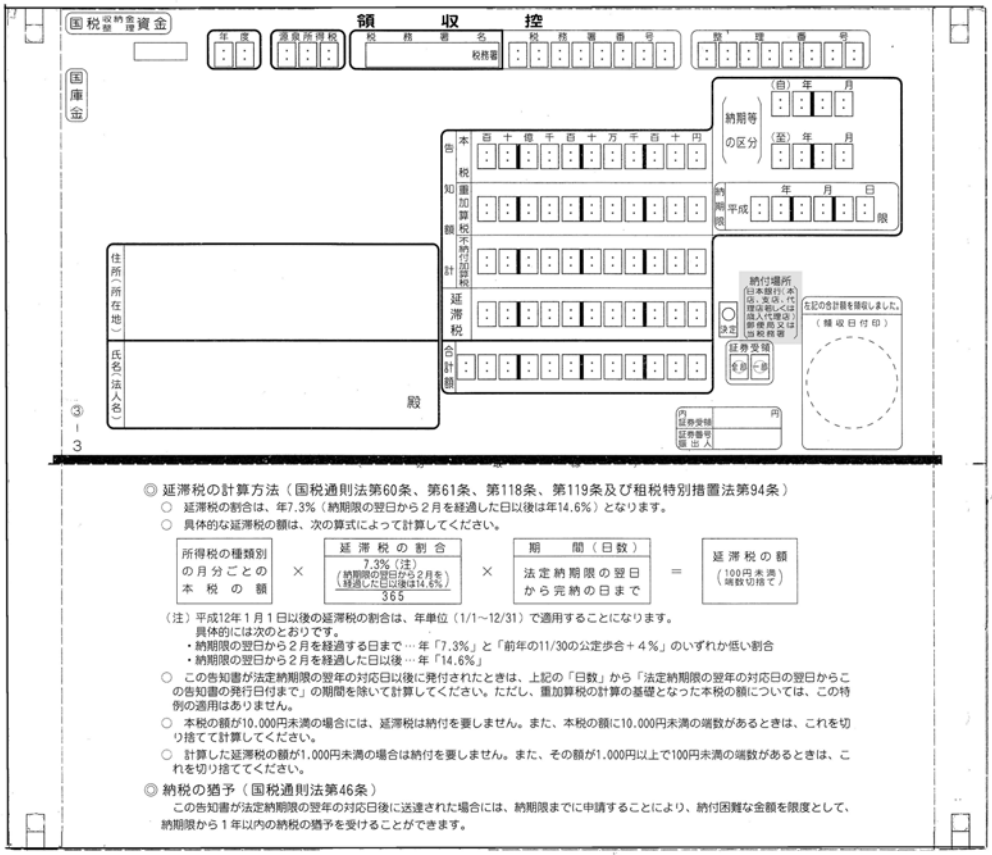

国税収納整理資金　　領収控

年度　源泉所得税　税務署名　税務署番号　整理番号

国庫金

納期等の区分　（自）年　月　（至）年　月

本税　百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

告知額　重加算税　不納付加算税　計

延滞税

合計額

納期限　平成　年　月　日　限

住所（所在地）

氏名（法人名）　殿

納付場所（日本銀行（本店、支店、代理店）または国税代理店）郵便局又は当税務署

決定

延滞税受領　金額　←額

左記の合計額を領収しました。（領収日付印）

内　延滞税受領　円　延滞税番号　提出人

③－3

◎ 延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

○ 延滞税の割合は、年7.3%（納期限の翌日から２月を経過した日以後は年14.6%）となります。

○ 具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

所得税の種類別の月分ごとの本税の額 × 延滞税の割合 7.3%（注）（納期限の翌日から２月を経過した日以後は14.6%）／365 × 期間（日数）法定納期限の翌日から完納の日まで ＝ 延滞税の額（100円未満の端数切捨て）

（注）平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することになります。
具体的には次のとおりです。
・納期限の翌日から２月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合＋４%」のいずれか低い割合
・納期限の翌日から２月を経過した日以後…年「14.6%」

○ この告知書が法定納期限の翌年の対応日以後に発付されたときは、上記の「日数」から「法定納期限の翌年の対応日の翌日からこの告知書の発行日付まで」の期間を除いて計算してください。ただし、重加算税の計算の基礎となった本税の額については、この特例の適用はありません。

○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付を要しません。また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

○ 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は納付を要しません。また、その額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

◎ 納税の猶予（国税通則法第46条）

この告知書が法定納期限の翌年の対応日後に送達された場合には、納期限までに申請することにより、納付困難な金額を限度として、納期限から１年以内の納税の猶予を受けることができます。

改正後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について　140）

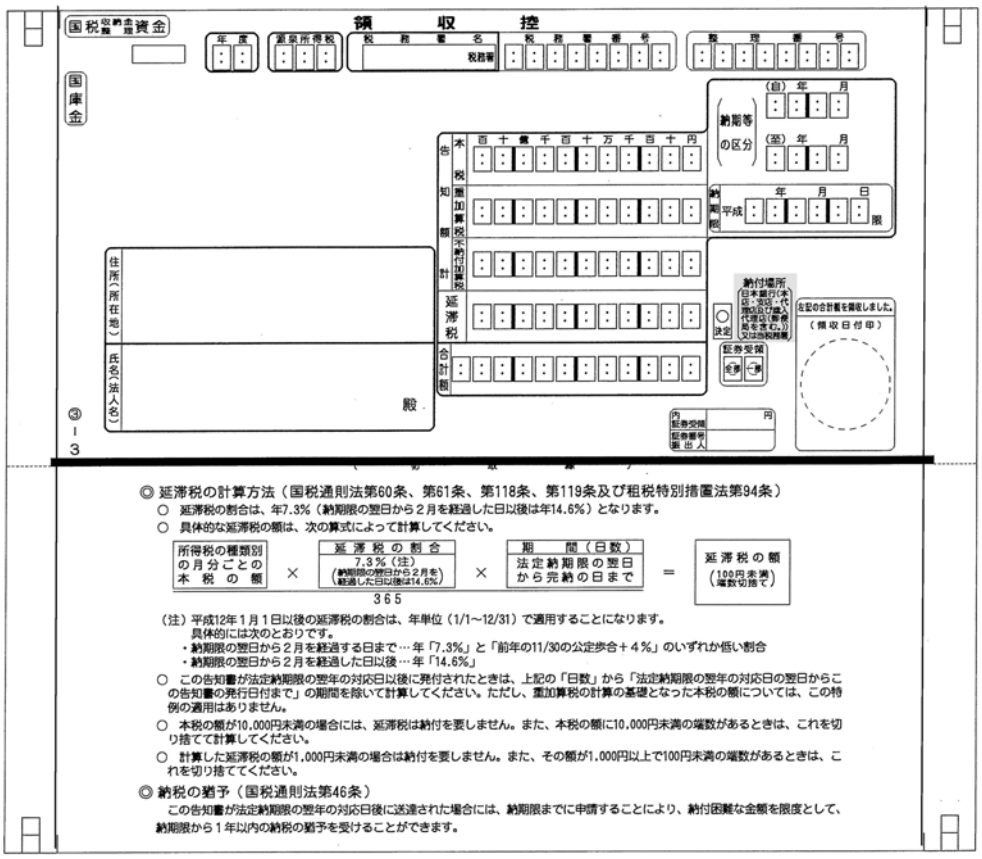

国税収納整理資金　　領収控

年度　源泉所得税　税務署名　税務署番号　整理番号

国庫金

納期等の区分　（自）年　月　（至）年　月

本税　百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

告知額　重加算税　不納付加算税　計

延滞税

合計額

納期限　平成　年　月　日　限

住所（所在地）

氏名（法人名）　殿

納付場所（日本銀行（本店、支店、代理店）及び国税代理店（郵便局を含む。））又は当税務署

決定

延滞税受領　金額　←額

左記の合計額を領収しました。（領収日付印）

内　延滞税受領　円　延滞税番号　提出人

③－3

◎ 延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

○ 延滞税の割合は、年7.3%（納期限の翌日から２月を経過した日以後は年14.6%）となります。

○ 具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

所得税の種類別の月分ごとの本税の額 × 延滞税の割合 7.3%（注）（納期限の翌日から２月を経過した日以後は14.6%）／365 × 期間（日数）法定納期限の翌日から完納の日まで ＝ 延滞税の額（100円未満の端数切捨て）

（注）平成12年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することになります。
具体的には次のとおりです。
・納期限の翌日から２月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合＋４%」のいずれか低い割合
・納期限の翌日から２月を経過した日以後…年「14.6%」

○ この告知書が法定納期限の翌年の対応日以後に発付されたときは、上記の「日数」から「法定納期限の翌年の対応日の翌日からこの告知書の発行日付まで」の期間を除いて計算してください。ただし、重加算税の計算の基礎となった本税の額については、この特例の適用はありません。

○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付を要しません。また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

○ 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は納付を要しません。また、その額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

◎ 納税の猶予（国税通則法第46条）

この告知書が法定納期限の翌年の対応日後に送達された場合には、納期限までに申請することにより、納付困難な金額を限度として、納期限から１年以内の納税の猶予を受けることができます。